

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（案）
に関する意見募集の結果について

令和7年12月25日
こども家庭庁支援局総務課
こども性暴力防止法施行準備室

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（案）について、令和7年10月20日から令和7年11月18日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、計39件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の要旨と当該御意見に対するこども家庭庁の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。
なお、とりまとめの都合上、同趣旨のものを適宜集約しております。また、今回の募集意見の対象とならない事項に関する御意見についての回答は差し控えさせていただきますが、お寄せいただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。
皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	<p>○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）に基づく犯罪事実確認書の交付申請について、学校、事業者にとっても負荷がある。</p> <p>○調査について自治体から委託されたNPOなどに不明瞭な資金が流れないか。</p> <p>○一時的に人員が足りずやむを得ない場合の措置等がどうなるのか。</p>	<p>○交付申請に用いるシステムについては、できる限り事業者の皆様の負担にならないよう、分かりやすいシステムの開発設計やマニュアルの作成に努めています。</p> <p>○児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認める場合の調査については、事業者の責任において適切に実施いただくことを想定しています。</p> <p>○急な欠員等により犯罪事実確認を行ういとまがない場合の必要な措置については、原則として一対一にさせないこと等をガイドラ</p>

		インにおいてお示す予定です。
2	<p>○情報管理規程などの策定、専用システムへのアカウント取得・ログインのためのGビズID取得、法施行後の定期的な研修などの事務負担が大きい。本法に係る事務は極力簡素化すべき。</p> <p>○犯罪事実確認用の端末の購入費用の補助などを早急に行うべき。</p> <p>○ボランティアの確保や短期間のアルバイトの採用が難しくなるため、これらについて、現状予定されている確認フローとは別の方法を検討すべき。</p> <p>○特定性犯罪歴が確認された者への対応として解雇した場合、基準人員や加算要件が欠けて、事業所運営に影響を及ぼす可能性がある。特定性犯罪歴が確認され、解雇に至った場合には、人員基準上の救済措置を検討すべき。</p> <p>○特定性犯罪歴の確認の過程において、スタッフとの信頼関係が崩れることがないように、法令の趣旨目的などを丁寧に啓発することが必要だと考える。事業所による研修により、その趣旨目的をスタッフに伝えることが重要であるものの、事業所単独では限界があるため、国・自治体が積極的に周知するようお願いしたい。</p>	<p>○情報管理規程の策定は、参考となるひな型を公表し、できる限り事務負担を軽減する予定です。また、法の手続に用いるシステムについても、できる限り事業者の皆様への負担にならないよう、分かりやすい仕様での開発設計やマニュアルの作成に努めています。なお、研修については、令和7年度中を目途に事業者の皆様が活用できる教材や手引きを作成すること等を通じ、事業者の負担軽減に努めてまいります。</p> <p>○御意見として承りました。</p> <p>○雇用や契約の形態を問わず、こどもと接する業務に就く方についてはすべからず犯罪事実確認をする必要があると考えています。そのため、募集の段階で採用された場合に必要となる手続等について、周知することが重要だと考えます。</p> <p>○本法上の対応として、解雇を行った場合には、速やかに新たな人員を確保していただきたいと考えています。</p> <p>○いただいた御意見は今後の参考といたします。ご指摘の法律の趣旨目的を含めた制度についての普及・啓発を行うため、国民向け、事業者向け、従事者向け等丁寧に広報・周知を行ってまいります。</p>
3	○犯罪事実確認記録等の個人情報事業者が取得しなければいけない	○小規模事業者等においては、システム上のみで犯罪事実確認書を

	<p>ことは個人情報保護の観点で過大な負担ではないか。また、派遣先が個人情報を取得しなければいけない点も、人員不足の事業所がサービス提供を整えるための妨げになるのではないか。</p>	<p>確認し、それ以外では犯罪事実確認記録等の記録・保存等を行わないことを推奨しています。その場合、法関連システム上で従事者の犯歴情報を管理し、事業者の負担を極力軽減できるようなシステムを開発設計中です。</p>
4	<p>この制度設計には以下のような課題・注意点がある。</p> <p>○対象となる職種が広いため誰が該当するか曖昧になりやすい。そのため、どこまでが義務の対象か分かりにくく、現場の混乱が予想される。</p> <p>○確認・記録・報告・新たな管理体制の整備など、教育・保育現場の管理業務が増え、その砦が人手・時間の面で逼迫するおそれがある。</p> <p>○「適切な調査の実施」を求めているが、聞き取りの手法、二次被害の防止、証拠の扱い、関係者への配慮、心理的ケアなど、本来は警察・専門家の領域である。これを学校等に求めるのは、労務負担を多くすることになり得る。</p> <p>○制度では学校が、接触回避措置、心理的支援、在籍情報の調整、保護者対応、関係機関との連携を担うことになる。これらの学校側への負担が大きい。</p>	<p>○こども性暴力防止法の措置の対象となる従事者については、同法第2条第4項及び第6項で列挙した上で、支配性、継続性、閉鎖性の3要件を満たすものを事業者の皆様においてご判断いただくこととしています。具体的な判断基準や主な職種の例をガイドラインでお示しする予定です。</p> <p>○犯罪事実確認や定期報告等の法律に基づき事業者が行わなければならない手続については、本制度の施行のために開発するシステム上で実施できるよう検討を進めており、できる限り事業者の皆様の負担にならないよう、分かりやすいシステムの開発設計やマニュアルの作成に努めています。</p> <p>○調査に係る対象事業者に求められる措置や留意すべき事項、関係機関や専門家との連携の重要性について、ガイドラインにおいてお示しする予定です。</p> <p>○被害児童支援に係る対象事業者に求められる措置や留意すべき事項、関係機関や専門家との連携の重要性について、ガイドラインにおいてお示しする予定です。</p>
5	<p>○教職、指導者はもとより、未成年と関わる職業等に就くことは絶対禁止すべきである。</p>	<p>○この法令の対象となる事業及び従事者については、法第2条第3項から第6項までにおいて定められています。</p>

6	<p>○大学教員、大学生を対象にすべき。保育士を育てる大学の教員や大学生が、発達障害児の支援をするという事業がある。</p>	<p>○大学教員や大学生であっても、こども性暴力防止法第2条第4項及び第6項に該当する場合には、従事する事業を行う事業者側に犯罪事実確認をはじめとする必要な措置を講じる義務があります。</p>
7	<p>○(9)(i)について、加害者が解雇されれば学校側が接触を回避する責任は発生しないはずであるから、(i)は加害者が被害児童と顔を合わせることはないものの、学校勤務を継続の状態を許しているということになる。加害者は犯罪を認めたら即時懲戒解雇する以外に児童を安心させられないのではないのか。</p> <p>○(15)について、氏名は、通名を持っている場合、実名と合わせて公表するのか。どちらかしか公表しない場合、もう片方の名を名乗って再犯の可能性が出る。</p> <p>○(31)⑤について、母国での犯罪歴確認はしないのか。</p>	<p>○雇用管理上の措置については労働法制等に従って行われる必要があり、児童対象性暴力等を行った従事者に対する懲戒処分については、各事業者の定める就業規則に基づいて行われることとなります。なお、こども家庭庁からも法の施行に向けて就業規則の整備等が必要になる旨を周知しています。</p> <p>○P10(15)は犯罪事実確認の義務に違反した事業者についてその氏名等を公表する規定ですが、資料2P10(15)は犯罪事実確認の義務に違反した事業者についてその氏名等を公表する規定ですが、こども家庭庁において把握している氏名(事業者が手続に使用している氏名)を想定しています。</p> <p>○海外の法体系下における犯罪は本制度に基づく前科の照会の対象となりません。</p>
8	<p>○また、防犯に関する規則が無い、もしくは分かりにくい。教室内に複数の大人の目が常時入ることや、定期的な点検活動など犯罪を防ぐ基本的な行動を徹底すべき。</p>	<p>○法の附帯決議でも「施設などにおいて複数の目が行き届くような体制が整備されるよう努めること」とあるとおり、引き続き検討を進めてまいります。</p>
9	<p>○教職員保育士含め児童に係る業務に係る関係者は確実な審査、姓や居所に変更など、データ管理や第三者機関など確実な前歴審査を求める。児童性暴力は発覚しづらく、発生してからでは遅い為未然に防ぐための具体的かつ明確な案を示して頂きたい。</p>	<p>○犯罪事実確認の対象となる従事者は、法第2条第4項及び第6項に掲げる者となります。また、犯罪事実確認を行うに当たっては、氏名及び住所の変更がある場合は変更前の情報の提出も求めることとしております。</p>
10	<p>○スクールカウンセラーによる相談業務では、児童生徒と1対1で相</p>	<p>○ご指摘の観点を含め、防犯カメラ等の活用にあたる留意点につい</p>

	<p>談する場面がある。相談室等における防犯カメラの設置が、児童生徒が安心して相談することを阻害することがないように、その設置に関しては、スクールカウンセラーの意見を十分に尊重して判断するよう明記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 録画・録音データの取扱いについては、児童生徒の同意を前提とし、閲覧権限を限定するなどの措置を義務化すべき。 ○ 事実確認に当たる公認心理師に関して、適切な研修の機会を国として提供すべき。 	<p>ではガイドラインにおいてお示しする予定です。また、令和7年度内を目途に、心理職向けの研修教材を作成することを検討しています。</p>
11	<p>○教育現場で性加害の疑いがある場合、児童相談所が介入できる仕組みをより強化すべき。実父など家庭内加害の場合と同様に、保護者の同意がないと保護できないという制約を撤廃し、子どもの安全を最優先する権限を学校と児童相談所の双方に与える必要がある。学校が通報した時点で一時保護を発動できるよう制度を整えてほしい。</p>	<p>○児童相談所は、教育現場における性暴力や不適切な行為の疑いについて学校から相談を受けた場合、対象児童に対する聞き取りに協力するなど、必要に応じて学校と連携して対応することと承知しています。</p> <p>また、学校等から性的虐待の被害を受けたこどもの相談を受けた際には、こどもの最善の利益の観点から、安全確保が必要な場合に直ちに一時保護を実施し、心身の状況を把握するとともに、児童心理司によるカウンセリング等の必要な支援を行うほか、被害の状況を確認し、警察への通報を実施することとしています。</p> <p>なお、児童対象性暴力等が行われた疑いがある場合には、児童相談所も含め適切な機関との連携の下で調査等を行っていただく必要がある旨ガイドラインで示すこととしています。</p>
12	<p>○被害児童が公に証言することは非常に困難であり、学校設置者などには以下の措置を法的義務として定めてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害児童が出廷や対面をせずに証言できるビデオリンク方式の導入 ・校内での聴取時に同性教職員や専門心理士が同席する仕組み 	<p>○御意見として承りました。なお、関係機関等との適切な連携含め、調査の方法や留意事項についてはガイドラインにおいてお示しする予定です。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童や家族が匿名で相談や通報できる外部窓口（第三者委員会）の常設 	
13	<p>○刑事有罪がない場合でも、学校設置者等は「教育現場における安全と被害者の保護」を基準に行政的措置（停職・異動・配置転換等）を講じることができる旨を明記すべき。</p> <p>○重大な性加害疑義がある場合、学校設置者は当該事案を自動的に外部第三者委員会に付託する義務を負うこと。第三者委員会の委員は法・心理・教育・被害者支援の専門家を含め、選任過程と利害衝突回避の仕組みを規定すべき。</p> <p>○相談後および調査中における被害者の匿名性・接触遮断・学業配慮（別室受験、配慮措置等）・心理医療支援の確保を法的義務として明示すべき。被害者に対する不当な取扱いや周囲からの転嫁的非難を防ぐ手続（説明責任の限定、窓口一本化）を定めるべき。</p> <p>○第三者調査や被害者支援の実施には専門人員と予算が必要である。地方自治体・学校設置者に対し、外部専門家の派遣や研修、調査実行のための最低人員要件・財政支援を規定すべき。期日や手続きを画一的に定めるだけで実務的な遂行ができなければ、形式的な運用に終わるおそれがある。</p>	<p>○1点目について、法第6条において児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、学校設置者等は、教員等をこどもと接する業務に従事させないなどの防止措置を講ずることとされておりあります。</p> <p>○その他の点については、御意見として承りました。なお、ガイドラインにおいて外部機関・専門家との連携を含む調査にあたる留意点を記載する予定です。</p>
14	<p>○内容がまだ不十分。現行制度では、事前に兆候をつかんだり、未然に防ぐためのチェックや監視の仕組みが弱く、結果として子どもが深く傷ついてしまってから問題が表に出る構造になっている。この状況を変えるためにも、実効性のある制度づくりが必要。</p> <p>○職員の配置基準や監視体制を、曖昧な表現ではなく数値や方法とし</p>	<p>○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（以下「規則」という。）においては、こども性暴力防止法第5条並びに第20条第1項第2号及び第3号に基づく児童対象性暴力等を早期に把握するための措置や相談の措置の内容等を定めており、その具体的な方</p>

	<p>て明確にすること。</p> <p>○内部通報制度を、職員以外の保護者や外部関係者も利用しやすい形に拡充すること。</p> <p>○加害の疑いがある職員を、速やかに現場から外すための手続きを明文化すること。</p> <p>○調査を組織内で完結させず、第三者委員会による調査を“義務化”して隠蔽が起きないようにすること。</p>	<p>法や留意点等についてはガイドラインでお示しすることとしています。</p> <p>○内部通報制度については、公益通報者保護法関係の法令で定められるとともに、児童等や保護者が容易に相談を行うことができるようにするための必要な措置等については、その詳細をガイドライン等でお示しする予定です。</p> <p>○児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認められる場合の調査や、その結果に基づく接触回避等の措置についてはガイドライン等で詳細をお示しする予定です。</p> <p>○関係機関等との連携を含む調査における留意点についてはガイドライン等においてお示しする予定です。</p>
15	<p>○施行令・施行規則案では、教職員による性加害に対する厳格な管理や再発防止策が示されているが、性犯罪歴のある者が教職に復帰できないよう、より明確で強力な規定を設けるべきである。性加害は子どもの人生を根本から傷つける重大な犯罪であり、教育現場における再発を絶対に許してはならない。学校設置者や教育保育事業者が義務として厳格に確認・通報し、違反時には厳しい処分が科される制度設計を強く求める。</p>	<p>○御意見として承りました。</p>
16	<p>○教育関係者の性犯罪については全国の教育委員会で性犯罪者リストとの照合をするべき。学校等はある意味閉鎖的な空間なので、防犯面からも一般の方が自由に出入りできるようにするわけにはいかないため、専門のセキュリティの方を配置するなどして欲しい。</p>	<p>○御意見として承りました。</p>
17	<p>○被害児童への聞き取り等の調査においては、二次加害の防止や証拠保全の観点からも、高い専門性をもって事業者の求めに応じて調査</p>	<p>○御意見として承りました。なお、ガイドラインにおいては外部機関・専門家との連携を含む調査にあたる留意点を記載する予定です。</p>

<p>を専門で請け負う第三者調査機関の設置をご検討いただきたい。</p> <p>○検討会で示された資料によれば、「不定期・短時間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については、こども家庭庁が作成する重点動画（約15分）を用いた研修受講としても差し支えない。」とあり、このような短時間の動画研修が作成されることを歓迎。一方、スキマバイト従事者は直前にマッチングすることも多く、また施設によっては従事者の数も多いことから施設側でスキマバイト従事者の受講管理を行うのは負担が大きく現実的でない。マッチングプラットフォーム側で事前に研修を受講させ、雇用者側は研修を受講済みであることを確認した上で業務にあたっていただけるような仕組みを整備いただきたい。</p> <p>○定期報告について、事務作業負担を踏まえ、報告期日を延長することを検討いただきたい。</p> <p>○認定等を受けた日から1年が経過する日の前日及びその後毎年同日に相当する日が定期報告のデッドラインとなると理解しているが、報告のために基準日（期限日の属する月の前月の初日）に合わせて離職状況などの情報を集計する手間が発生するため、事業者の管理サイクルに合わせられるよう選択肢を設けるか、学校等設置者（義務事業者）と同じスケジュール（4月30日までの内容を毎年5月31日まで）とすることを検討いただきたい。</p> <p>○犯罪事実確認について、原則は「業務従事前の確認完了」だが、応募から1週間で内定→翌月入社などの緊急採用も多く、これは、施行規則の「(23) 認定事業者等の犯罪事実確認の期限の特例に係るやむを得ない事情」に該当すると考える。緊急時であっても「当該業務を行</p>	<p>す。</p> <p>○現在の法律では、対象事業者において対象従事者に対し研修を受講させる義務がございます。引き続き事業者負担も考慮した研修の在り方について検討いたします。</p> <p>○犯罪事実確認実施者等の定期報告については、事業者の負担軽減のため、こども性暴力法関連システムを通じて行うことができるような仕様とすることを検討しております。</p> <p>○認定事業者等から国への定期報告については、事業者によって認定日が異なることから、各認定事業者等の認定日から一定期間を経過した日を初回の報告期限として、その後定期的に報告させることが適当であると考えており、事業者の管理サイクルや学校設置者等と同じスケジュールとすることは検討しておりません。</p> <p>○犯罪事実確認に係る標準処理期間については、日本国籍であれば2週間～1カ月程度、外国籍であれば1カ月～2カ月程度としてお示しする予定です。</p>
--	---

	<p>わせるまでに犯罪事実確認が完了するよう十分な時間的余裕をもって交付申請」を行うことが求められており、行政の処理期間が不明確だと、「十分な時間的余裕」の判断基準が持てず、計画的な採用活動が困難となるため、標準的な行政処理期間（例：申請から結果交付まで○日）を明確に定めていただきたい。</p> <p>○緊急採用などやむを得ない事情により犯罪事実確認完了前に従事させた場合、「(27) 認定事業者等の定期報告の方法等」に基づき、その事情を証する書類等を保存し、定期報告する義務がある。予見できない欠員が頻発する保育現場において、毎回、緊急性の立証書類を詳細に作成・保存し続けることは、管理業務に大きな負担となるが、事情の立証範囲や一定の利用頻度内であれば立証書類の簡素化を認めるなどの負担軽減を求める。</p> <p>○事業者は確認期限を遵守する義務があり、遅延している従事者に対してリマインドを行う責任がある。システム上で進捗を把握できれば、効率的かつ期限内にリマインドを行うことが可能となり、法令違反リスクを軽減できるため、申請従事者による本人特定情報の提出が完了しているか否かのステータス（進捗状況）をリアルタイムで確認できるような仕組みがあると良い。</p>	<p>○運用において過度な事務負担が生じないようにすることは重要であると考えており、御意見として承ります。なお、ご指摘の書類については監督等において求めがあった際に提示するものであり、定期報告する事項には含まれていません。</p> <p>○本人特定情報の提出状況を事業者が確認できるようなシステム仕様とする想定です。</p>
18	<p>○学校設置者等が講じなければならない保護及び支援のための措置の方法等の「(3) 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。」という規定について、以下の懸念を指摘し、改善を求める。</p> <p>・「誠実に対応」という抽象的文言では、学校間で対応の差が極めて大きくなる「誠実に対応」という規定は、理念としては妥当だが、法令としてはあまりに抽象的で、運用基準が曖昧となる。</p>	<p>○1点目、3点目の御懸念については、被害児童等及びその保護者からの相談対応については、ガイドラインにおいて留意事項等お示しする予定です。</p> <p>○2点目、4点目の御懸念については、児童対象性暴力等の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するために事業者が講ずるべき措置の具体的内容及び手順については、</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場では、個々の教職員の経験値、管理職の意識、各自治体のガイドラインの有無、学校規模や人的余裕などにより、対応に大きなバラつきが生じる。特に児童性暴力という専門性の高い領域では、「誠実に対応」という表現のみでは現場が迷い、結果として二次被害が発生する危険が大きいと考えられる。 ・被害児童・保護者から相談を受けた際に、どの学校でも最低限守るべき「標準的な対応手順」を必ず明確にし、国が統一的なマニュアルを専門家と協議、監修のうえ策定することが不可欠である。具体的な標準手順（例）としては、初期対応で何をすべきか（加害者への即時接触・詮索など）、児童の安全確保の優先順位、保護者への説明方法、外部専門機関へのつなぎ方、記録の取り方・保存方法、二次被害を防ぐための禁止行為、校内で情報共有する際の範囲と手続などの明文化が必要である。 ・性暴力被害は専門性が高く、対応を誤ると被害の深刻化・二次被害に直結する。そのため、「誠実に対応」するための標準マニュアルを国が策定し、それを学校設置者等に遵守させることを義務化すること」を強く求める。 ・「被害児童が安心して日常に戻ることを目的にするならば、教師の属人的判断ではなく、「学校の対応が全国どこでも同じ質で行われる揺るぎない手順（標準対応）が存在すること」が必要不可欠である。 	<p>ひな型をお示しする予定です。</p>
19	<p>○（４）（ix）について、以下の重大な問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遅延の原因が行政側にある場合でも、その理由・責任が不透明のままになる危険がある。「やむを得ない事情」として包括的に扱われると、なぜ遅れたのか、どこで問題が発生したのか、学校側の責任なのか、 	<p>○御意見として承りました。なお、犯罪事実確認に係る標準処理期間についてはNo. 17の回答でお示ししたとおりです。</p>

<p>行政側の責任なのかが曖昧になる。結果として、学校は正しく対応していても、教職員配置の遅れ → 現場の負担増 → 子どもの安全確保に影響というリスクが生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 行政側の遅延を防ぐ仕組みが書かれていない。業務量増大、システム遅延、人的リソース不足などが起きれば、確認書の交付が大量に遅れ、制度そのものが形骸化するおそれがある。 • 学校側は責任追及をされるのに、行政側は遅延の説明責任がない状態になる。子どもの安全を守る制度である以上、行政側も明確な説明責任を負うべき。よって以下の修正・追加が不可欠と考える。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 行政側に「遅延理由の文書化」を義務づけること。犯罪事実確認書の交付が指定期限に間に合わなかった場合、子ども家庭庁が認められる正当な理由を明文化し、学校設置者に通知する義務を規定すべき。これにより、学校が不当に責任を負うことを防ぐ、行政側の業務改善につながる、透明性が担保される。 2) 行政側の「処理期間の上限（デッドライン）」を明確化すること。制度を運用する上で、行政側の処理期間に上限がないこと自体が大きナリスクとなる。最低限、標準処理期間、最大処理可能期間、遅延時の対応を政令・省令で明示する必要がある。 3) 遅延が続く場合の「改善措置」「第三者チェック」を導入すること。一定期間以上遅延が続いた場合は、業務プロセスの改善、人員増強、外部有識者による検証、透明化された業務報告を必須とすべき。遅延が常態化すると制度が破綻し、子どもの安全が守れなくなる。 4) この「やむを得ない事情」は、行政側の説明責任を強化する形 	
---	--

	<p>で限定的に運用すること、本条項が行政の遅延隠し、責任回避に使われてはならない。</p> <p>本制度は子どもの安全を守るための基盤である以上、行政側の処理遅延が透明化されず「やむを得ない事情」として包括される現状は極めて不十分である。子ども家庭庁には、遅延発生時の理由説明・処理期間の上限設定・改善措置・第三者チェックを明確に規定し、制度の実効性を確保していただくよう強く求める。</p>	
20	<p>○（４）（ix）の「特例（やむを得ない事情）」について、現行案における特例規定は抽象的であり、「どのような場合に特例として認められるのか」が学校設置者等に明確に判断できない点が問題である。制度の実効性確保および恣意的運用の防止のため、以下の改善を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行文では、「十分な時間的余裕をもって申請したかどうか」の判断基準が曖昧で、学校設置者等の裁量や後付けの解釈によって結論が左右される可能性がある。提出日時、必要書類の完備状況、申請システム上の処理状態など、客観的に確認可能な基準を明示することを求める。 ・判断基準が事業者ごとにばらつくことを防ぐため、特例となり得る具体的な事例を整理し、公表する必要がある。例として、システム障害、行政都合による処理遅延、不可抗力による災害や事故など、限定的かつ明確なケースに絞るべきである。 ・犯罪事実確認書の発行遅延が行政側の要因であったにもかかわらず、その詳細が不明なまま特例扱いとされると、学校設置者等に不要な負担や不信感が生じる。行政側に起因する遅延については、理由・背景・対応内容を文書で通知する仕組みを整備することを求める。 	<p>○具体的にどのような事情がやむを得ない事情として認められ得るのかについての詳細はガイドラインにおいてお示しする予定です。</p> <p>○事業者においてやむを得ない事情に該当することを証する書類を保存することを義務付けており、適宜監督等を行うことができるような仕組みとしております。</p> <p>○犯罪事実確認に係る標準処理期間については No. 17 の回答でお示ししたとおりです。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・特例の適用件数・理由が不透明なままでは、制度全体の信頼性が損なわれる。定期的な点検と公表を行う第三者的監視体制を設置し、特例運用の透明性と適正性を確保することが必要である。 ○（９）（iii） 被害児童・保護者への相談対応について、「誠実に対応すること」という抽象的な記述のみでは、学校・事業者によって対応水準が大きく異なり、被害児童や保護者に二次被害が生じるおそれがある。児童心理、臨床心理、性暴力被害支援、法律などの専門家と協議のうえ、全国共通の標準対応手順（統一マニュアル）を策定し、学校設置者等に対して必須化することを強く求める。被害児童が地域差なく適切な支援を受けられる体制整備は、法制度の実効性を確保するうえで欠かせない。 	<p>○相談への対応に関する留意事項等については、ガイドラインにおいてお示しする予定です。</p>
21	<p>○以下の措置を実施し、子どもの安全を最優先する教育現場を実現することを強く求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在的なリスクへの対応の検討 ・具体的な犯罪には至っていなくとも、児童ポルノ所持など、性犯罪の「予備軍」と見なされる行為を行った教員に対しても、教育現場におけるリスクを考慮し、厳格な配置転換や懲戒処分を行うための法整備・制度設計を検討していただきたい。 	<p>○児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認められる場合には、法第 8 条等において必要な措置を講じることが事業者の義務とされており、性暴力等には該当しないが、継続・発展することにより性暴力等につながり得る不適切な行為が行われた場合も必要な措置をとる必要があることや、具体的な措置の内容等についてガイドラインでお示しする予定です。</p>
22	<p>○犯罪歴のない職員への「早期把握措置」（規則案（6））で、日常観察・定期面談・質問票が義務化されているが、子どもの一言や保護者の勘違いが万が一の冤罪を生む可能性を鑑み、疑いが出た場合の調査は、第三者機関（児相＋弁護士等）による中立調査をする等の工夫が必要ではないか。職員同士が監視し合う様な雰囲気は子供への影響も考えられる。本当に子どもを守りたい真面目な先生・コーチが辞めてし</p>	<p>○ガイドラインにおいて外部機関・専門家との連携を含む調査にあたる留意点を記載する予定です。</p>

	<p>もう事態にならない様に検討いただきたい。</p> <p>○研修とデータベース管理は実質的に特定の NPO に丸投げされる可能性はないか。研修・データベース管理業務は複数事業者による競争入札を義務化し、価格の上限設定と受講料の一部国庫負担を検討していただきたい。</p> <p>○施行規則案（４）（５）の「やむを得ない事情」で確認期限を６か月に延長できるケースについては、例えば子供に関わる配属先でないとしても事務方等であれば子供の個人情報入手する環境下も容易に考えうる。特例措置が必要か再考いただきたい。</p>	<p>○システムの設計開発等については、一般競争入札等による公平性のある調達手続きを実施予定です。研修については、その実施主体を問わないこととしておりますが、事業者が自ら実施しない場合であっても、対象となる従事者が研修を受講したことを確認しなければならない旨をガイドラインでお示しする予定です。また、研修の実施に当たっては、こども家庭庁が作成する研修動画を活用いただくことを可能としています。</p> <p>○いとま特例の規定は法第２条第４項及び第６項に規定される対象となる従事者全てに適用され得る仕組みとなっております。</p>
23	<p>○こども家庭庁は教育現場の実情を把握しているとは言えず、経過措置などのグレーな部分の対策については、必ず都道府県や文科省との間で軋轢が生ずると思われる。こども家庭庁が内閣府から委任された権限の具体的な規定が必要ではないか。</p>	<p>○命令案において、この府令に規定する内閣総理大臣の権限はすべてこども家庭庁長官に委任することを意図しています。</p>
24	<p>○法において対象になる「役員」を定めていただきたい。その上で対象役員の存在を把握する必要からも『対象となる役員等の一覧表(役員名簿)』の提出が必要と思われる。</p> <p>○「認定しない」以降の行政事務手続きの流れを定め、行政手続法や行政不服審査法との関連、特に却下とした行政処分や不服申立てをも含めて整理しておく必要がある。また、「申請取り下げの規定」も明文化しておいたほうが良い。</p> <p>○「放課後児童健全育成事業等を行う事業所の管理者」はとあるが「放</p>	<p>○命令案において、役員定義を定める予定はなく、各法人制度の定めに従って定められている役員について、役員の氏名、略歴等を示す書類を提出いただくこととなります。</p> <p>○御意見として承りました。</p> <p>○御指摘の法第２条第６項第９号に基づき、「放課後児童健全育成事</p>

<p>課後児童健全育成事業等にに従事する者のうち児童の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの」をほぼ行わない場合はどう解釈し、どのように取り扱うことになるのか。</p> <p>○現在、人格のない社団又は財団のGビズIDは発行できないことになっているようだが、今後どのように対処するのか。</p> <p>○児童館併設型(一体運営)放課後児童クラブは義務付け事業者となり、こども性暴力防止法の選択適用の余地はほぼない。これに対して公設の放課後児童クラブにおいては認定事業者等の選択するのは任意である。補助金申請や指定管理者・業務委託契約との申請において、申請条件に認定事業者等であることが付されることが想定される。逆に認定事業者等でない団体は申請を拒絶される可能性もある。放課後児童健全育成事業が具体的にどこで実施されているかを踏まえた政策判断も取り入れていただきたい。</p> <p>○「認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名」の内、「所在地」とは何か。「法人の代表者」の範囲は何か。特に人格のない社団又は財団を「法人」とみなすのか。</p> <p>○「略歴等」に記載すべき具体的な内容は何か。</p>	<p>業等を行う事業所の管理者」については、その所属等を問わず、法に基づく措置の対象となると考えています。</p> <p>○任意団体(権利能力なき社団・人格のない社団等)も個人事業主用のGビズIDを利用し、本法関連システムを利用できます。</p> <p>○児童館に併設された施設内で実施される放課後児童クラブについての扱いは、当該事業の性質により判断し、仮に認定対象(民間教育保育等事業)の場合で、義務対象の施設と一体的に運営されている場合は、認定申請ができなくなるわけではなく、その民間教育保育等事業で働く従事者を「教員等」とみなすことができます。この点において併設型ではない場合の放課後児童健全育成事業と、認定申請をするか、しないかについては任意である点では変わりありません。また、申請条件については、契約主体となる各自治体等において判断されるものと考えています。</p> <p>○認定事業者等のうち、特に人格のない社団又は財団の場合の「住所又は所在地」は、定款に準ずるもの(会則、規約等)・登記事項証明書に準ずるものに定めのある、当該団体の「住所又は所在地」をいいます。特に、人格のない社団又は財団については、「法人にあってはその代表者の氏名」の「法人」には含まれません。</p> <p>○「略歴等を示す書類」については、当該役員の職歴等(転職等をしている場合はその情報を含む)の内容が示されたものとなります。</p>
<p>25 ○照会・登録情報の取扱いは国が統一様式を定め、暗号化・持出禁止・監査義務を明文化すべき。各事業者は、未確認者ゼロを恒常目標とし、定期監査を受ける仕組みを導入すべき。</p>	<p>○犯罪事実確認記録等を適正に管理するための必要な措置については、規則において、管理責任者の設置や情報管理規程の作成等を定め、必要な措置の詳細は告示で定めることとしています。また、法</p>

		第 15 条第 2 項及び第 28 条第 2 項において、犯罪事実確認の実施状況等についての定期的な報告の義務が定められています。
26	<p>○犯罪事実確認書管理簿によれば、学校等設置者や認定を受けた教育保育等事業者は、全ての教育保育従事者の本籍の履歴を管理することが前提となっている。本籍の履歴も重大なプライバシー情報たりうところ、性別や年齢や従事期間を問わず、全ての従事者に、戸籍情報識別符号を提出させる制度設計が、教育保育の現場における人手不足を加速させると考えられる。</p> <p>○過去に遡って全ての戸籍を取得した上で、従事者がシステム上、それを登録するという制度設計では、従事者が手間をかけて応募してくれるのか。デジタルの手續に苦手意識が強い、中高年女性が応募をしなくなるといったことが起こった時、制度の導入で子どものリスクが上がるおそれすらある。司法面接も行えるようなワンストップセンターの拡充、子供に対する性教育、加害者治療へのアクセス向上といった、派手さはないが副作用もない地道な政策をメインに据えた方が、確実に子どもを守ることにつながる。</p> <p>○初犯対策についても、事実認定のスキルもなく、通常、専門家へのアクセスもできない事業者に、児童対象性暴力のおそれの有無という、専門家でも最も難解な部類の事実認定について、事実認定を誤った場合のリスクを事業者のみに負わせる制度設計ではないか。</p>	<p>○犯罪事実確認書管理簿は国が作成・管理するものであり、事業者において作成・管理していただくものではございません。</p> <p>○また、戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の取得をはじめとした申請従事者情報の取得及び提出方法については、なるべく負担の少ない形での取得及び提出が可能となるよう、システムの構築、マニュアルの整備等に努めてまいります。</p> <p>○ガイドラインにおいては外部機関・専門家との連携を含む調査にあたる留意点を記載する予定です。</p>
27	<p>○(4)の(1)から(8)の教員の欠員等については、児童に落ち度がない。予め学校設置者等が教員人事を予見する、予備教員を確保する等の対策を講じる必要があり、それを怠っていた学校設置者等に責任がある。よって従事開始日に新教員等の犯罪事実確認が完了し</p>	<p>○犯罪事実確認の期限の特例が適用されるやむを得ない事情については、予見することができない欠員等の学校設置者等の責めに帰することができない事情がある場合としており、認められる例・認められない例については、ガイドラインでお示しする予定です。</p>

<p>なければ休園、休校、休講等し、またその説明をすることがやむを得ない事情である。</p> <p>○(4)－(9)について、具体的に従事開始日より何日前までに必要書類を揃えたうえで交付申請を行うべきかを明記いただきたい。交付申請の期日が守られたのにも関わらずこども家庭庁からの返答が間に合わなかった場合には原因を開示、説明、記録し、内閣総理大臣に報告を義務づけ、こども家庭庁ホームページにて開示すべき。またその旨を明記していただきたい。</p> <p>○(4)－(10)について、システム障害や、昨今頻繁に民間企業において発生しているハッキング等の被害があった場合の「時間的余裕」のある交付申請は何日前までかを明記いただきたい。特例の乱用および後世において広義にわたる解釈を防ぐため、特例が採用された場合に都度の説明の公開を求める。</p> <p>○(5)について、6カ月はあまりにも長く、危険です。従事させた日から3月が犯罪事実確認の期限となっておりと記されていますが、従事開始日以前に期限を設けないのは犯罪を誘致していると考えます。学校設置者等においては極力早い申請を義務付けてください。</p> <p>○(6)(iii)について、適切な報告、措置の具体的内容及び手順の策定並びに周知についての明記を求める。学校設置者等によって手順</p>	<p>○犯罪事実確認に係る標準処理期間については No. 17 の回答でお示ししたとおりであり、当該標準処理期間よりも前に申請を行っていただくようお示しする予定です。</p> <p>○災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情がある場合は法第4条第2項又は第26条第2項の規定に該当するものとして、犯罪事実確認に従事者が従事を開始した日から6か月以内に行うことができます。お示し予定の標準処理期間を踏まえて従事を開始した日から6か月以内に犯罪事実確認が完了するよう交付申請をお願いいたします。</p> <p>○やむを得ない事情により従事者に業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちに当該業務を行わせなければ事業等の運営に著しい支障があるときにおいて、対象業務に従事する前に犯罪事実確認を終えることを一律に求める場合、教育や保育の提供に支障が生じると考えられることから、業務に従事させた日から3月又は6月を確認期限としています。また、いとま特例が適用される場合にあっても、可能な限り速やかに犯罪事実確認を行うことが前提であることをガイドライン等において周知してまいります。</p> <p>○児童対象性暴力等の疑いを把握した場合における適切な報告その他適切な対応の手順等についてはガイドラインにおいて明記する</p>
---	---

	<p>や周知の方法が異なると学校設置者等の怠慢があった場合に被害児童を守り切れるとは言えないのではないか。また、疑いを把握した同日中に警察への通報を義務付けるべき。これは、被害者の心身を守るため、また被疑者の逃亡を阻止するために必要である。</p> <p>○(9)(i)について、当該被害児童の在籍する教育施設に接近、侵入を防ぐことを追記いただきたい。</p> <p>○(9)(iii)について、誠実な対応の手順を明記することを求める。</p> <p>○(35)について、決断の間違い、法の不履行時、法の運用の検証、対応不十分等、こども家庭庁長官が負うべき責任も明記いただきたい。</p>	<p>予定です。また、警察との適切な連携についてもガイドラインにおいて示す予定です。</p> <p>○御意見として承りました。</p> <p>○相談への対応に関する留意事項等については、ガイドラインにおいてお示しする予定です。</p> <p>○御意見として承りました。</p>
28	<p>○やむを得ない事情はわかるが、子ども達の安全が最優先されるべきであり、期限を指定して確認するようにすべき。</p> <p>○「対象事業者が実施しなければならない早期把握の措置の内容」として、出入り業者の把握、職員の観察等も必要である。</p> <p>○「学校設置者等が行わなければならない調査の方法等」として、いじめやいたずらなどと軽視することなく、起きた事件は暴行・強制わいせつなど犯罪として扱い、警察との連携を強化していただきたい。事件が起きたことによる関係者が受けたショックのケアにも配慮すべきである。また、「保護及び支援のための措置の方法等」について、日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的とするならば、被害者だけでなく勤務する施設の子ども達にも関わらせないことが重要である。</p> <p>○「犯罪事実確認記録等の適正管理の措置の内容」について、加害者が婚姻や氏名変更などで犯罪情報の紐づけをわからなくするなどの事</p>	<p>○やむを得ない事情がある場合は、業務に従事をさせた日から3か月又は6か月以内に犯罪事実確認を行うこととされております。</p> <p>○御意見として承りました。</p> <p>○犯罪であることが明らかである、またはその疑いがある場合は速やかに通報又は相談すること等、警察との連携についてガイドラインで記載する予定です。児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、事業者は、その従事者をこどもと接する業務に就かせない等の必要な措置を講じることが法第6条において義務付けられています。</p> <p>○法に基づく犯罪事実確認においては氏名の変更がある場合は変更前の氏名も含め戸籍の情報に基づいて犯罪事実確認を行うことと</p>

	<p>案もあったので、戸籍謄本などの確認も行うべきである。性暴力に限らず、詐欺・自動車違反の情報も管理するべきではないか。</p>	<p>されております。なお、確認の対象となる特定性犯罪については法第2条第7項において定められております。</p>
29	<p>○認定申請及び各種認定事業者等に係る届出について、行政書士がGビズIDの委託機能を活用して代理人として申請・届出を行うことができる旨をガイドラインで明確にすべきではないか。また、代理申請を行うためのシステム上の対応等行政運営上の体制整備を求める。</p> <p>○犯罪事実確認書の交付申請について、行政書士がGビズIDの委託機能を活用して代理人として申請を行うことができることは行政書士の使命（国民の利便性の向上）に貢献するものである。</p> <p>○本人特定情報提出についてについて、犯歴情報というきわめて機微性の高い個人情報の適正管理を担保し、紛争を防止する観点から、原則として申請従事者本人がマイナンバーカード等を用いた多要素認証により直接システムを用いることとされており、個別法においてその業務を制限されている場合は行政書士はその業務を行うことができないが、行政書士は戸籍等を用いて各種書類を作成することを業としており、本人特定情報の提出に必要な書類作成の支援等を通じて手続きの円滑化に貢献すべきと考える。</p> <p>○犯罪事実確認記録等の利用目的は犯罪事実確認又は防止措置を実施する目的に限定され、第三者提供が禁止されているが、行政書士が代理人として申請等を行う場合は委任された業務遂行の一環である。行政書士が委任契約に基づいて防止措置の検討・実施に必要な限度で犯罪事実確認記録等を取扱う場合は、法第12条に定める「第三者」には当たらないと考え、ガイドラインでの明示をすべきではないか。また、行政書士が代理人として情報にアクセスする場合、当該アクセ</p>	<p>○認定申請等の法に基づく各種手続きの行政書士等への委託可否については、今後QA等でお示しする予定です。</p>

<p>スは防止措置の実施に必要な範囲に厳格に限定されることも明示すべきではないか。</p> <p>○行政書士が代理人として機微情報にアクセスする場合、情報管理規程において以下の点を定めるよう、内閣府令またはガイドラインにて例示的な規定を示すことが望ましいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">・組織的情報管理措置：行政書士を代理人として選任する際の承認プロセス、行政書士へのアクセス権限の付与・管理・限定（特に、法関連システムでの閲覧権限の設定）、および取扱記録の作成義務（規則案 12）における行政書士の役割を明記すべき。・人的情報管理措置：行政書士に対し、法および規程に基づく守秘義務（法第 39 条・行政書士法第 12 条）や、情報の廃棄・消去責任（法第 38 条）を徹底させるための契約上の義務付けや研修受講に関する事項を盛り込むべき。 <p>○行政書士がその業務に関して知り得た犯歴情報について法に定める守秘義務及び情報不正目的提供罪の対象となり得ることをガイドライン等で周知することが必要ではないか。</p> <p>○定期報告の対応、帳簿の作成について、行政書士代行、支援、提出手続の代理ができるものとするが、このことを明確に示すべきではないか。</p> <p>○情報管理規程の作成、児童対象性暴力等対処規程の策定について行政書士が行うことができると考える。また共同認定の場合の情報管理規程や児童対象性暴力等対処規程における役割分担の構築や文書化を支援できると考える。</p> <p>○報告徴収及び立入検査の対応について、報告書や資料の作成・提出手続は行政書士の業務範囲に含まれると思われる。また、是正命令等が</p>	
---	--

	出された場合は、行政書士は税制措置の計画策定や完了報告書の作成、聴聞や弁明の代理を行うことができる考える。	
30	○犯罪事実書受領者等は、子供家庭庁の職員にするようにしてほしい。書類の5年以上の長期保存、個人情報の守秘義務、NPO などには不向きな内容。	○法第33条等において犯罪事実確認書の交付申請主体は事業者であることが定められています。いずれにしても、事業者の負担が少なくなるよう、ガイドライン等の周知、システムの運用等に努めてまいります。
31	○案に賛成する。今後も制度の信頼性を高めるため、現場の声を反映した柔軟かつ厳格な運用を期待する。	○御意見として承りました。
32	○案に反対する。	○御意見として承りました。

その他、命令案に関係のない御意見をいただきました。